（事業の変更の届出）

第二十三条の二　前条第一項各号（第六号を除く。）の内航一般不定期航路事業登録申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航一般不定期航路事業変更届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（前条第一項各号（第六号を除く。）に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更した年月日

四　変更を必要とした理由

（事業の廃止の届出）

第二十三条の三　法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十三第一項の規定により内航一般不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航一般不定期航路事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る事業の概要

三　廃止の予定期日

（安全管理規程の内容）

第二十三条の四　内航一般不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　第七条の四各号（第三号イ及びロを除く。）に掲げる事項

二　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

三　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

イ　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

ロ　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

ハ　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

ニ　次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項

(1)　航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図

(2)　専ら一定の海域において人の運送を行うもの（(1)に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図

ホ　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

ヘ　旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

ト　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）